



CSR 調達ガイドライン

2020 年 1 月

株式会社タブチ

株式会社タブチ CSR 調達ガイドライン

このガイドラインは株式会社タブチとそのサプライヤーがともに社会的責任を果たすために遵守すべき事項として定めたものです。

本ガイドラインをお取引にあたっての重要な事項として、遵守状況を定期的に確認させていただきたいと考えております。

サプライヤーの皆様におかれましては、本ガイドラインをご理解賜り、遵守に取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

株式会社タブチ環境ビジョン

「流体をコントロールし、より快適な暮らしを」

水・空気・ガスなどの流体をコントロールすることを使命として、
安心・安全はもとより、省エネ、省施工、コンパクト化など
”環境に貢献できるものづくり“を推進し、より快適な暮らしの実現と
持続可能な社会を目指して、タブチは活動します。

【項 目】

- I 人権・労働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 1. 強制的な労働の禁止
 - 2. 非人道的な扱いの禁止
 - 3. 児童労働の禁止
 - 4. 差別の禁止
 - 5. 適切な賃金
 - 6. 労働時間
 - 7. 従業員の団結権

- II 安全衛生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 1. 機械装置の安全対策
 - 2. 職場の安全
 - 3. 職場の衛生
 - 4. 労働災害・労働疾病
 - 5. 緊急時の対応
 - 6. 身体的負荷のかかる作業への配慮
 - 7. 施設の安全衛生
 - 8. 従業員の健康管理

Ⅲ 環 境	3
1. 製品に含有する化学物質の管理	
2. 製造工程で用いる化学物質の管理	
3. 環境マネジメントシステム	
4. 環境への影響の最小化(排水・汚泥・排気など)	
5. 環境許可証／行政認可	
6. 資源・エネルギーの有効活用(3R)	
7. 温室効果ガスの排出量削減	
8. 廃棄物削減	
9. 環境保全への取組み状況の開示	
Ⅳ 公正取引・倫理	4
1. 汚職・賄賂などの禁止	
2. 優越的地位の濫用の禁止	
3. 不適切な利益供与および受領の禁止	
4. 競争制限的行為の禁止	
5. 正確な製品・サービス情報の提供	
6. 知的財産の尊重	
7. 適切な輸出管理	
8. 情報公開	
9. 不正行為の予防・早期発見	
Ⅴ 製品の品質・安全性	5
1. 製品安全性の確保	
2. 品質マネジメントシステム	
Ⅵ 情報セキュリティ	5
1. コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御	
2. 個人情報の漏洩防止	
3. 顧客・第三者の機密情報の漏洩防止	
Ⅶ 社会貢献	5
1. 社会・地域への貢献	

I 人権・労働

（I－1）強制的な労働の禁止

すべての従業員をその自由意思において雇用し、また従業員に強制的な労働を行わせない。

（I－2）非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、虐待や各種ハラスメント（嫌がらせ）をはじめとする過酷で非人道的な扱いを禁止する。

（I－3）児童労働の禁止

最低就業年齢に満たない児童対象者を雇用せず、また児童の発達を損なうような就労をさせない。

18 歳未満の若年労働者を危険な仕事や夜間業務、時間外労働に従事させないように監督する。

（I－4）差別の禁止

従業員や協力会社に対する身体的、性的、心理的または口頭による嫌がらせ、虐待その他いっさいの非人道的な扱いを禁じ、これらを防止する措置をとる。

（I－5）適切な賃金

従業員に少なくとも法定最低賃金を支払い、また不当な賃金減額を行わない。

（I－6）労働時間

法定限度を超えないよう、従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理する。

（I－7）従業員の団結権

労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権を尊重する。

Ⅱ 安全衛生

（Ⅱ－１）機械装置の安全対策

自社で使用する機械装置類に適切な安全対策を講じる。

（Ⅱ－２）職場の安全

職場の安全に対するリスクを評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保する。

（Ⅱ－３）職場の衛生

職場において人体に有害な生物や化学物質および騒音や悪臭などに接する状況を把握し、また適切な対策を講じる。

（Ⅱ－４）労働災害・労働疾病

以下を含む職場におけるけがや疾病の防止、管理、記録、監視、報告のための手順およびシステムを整備する。

- a) 従業員による通報の促進
- b) 災害・疾病の分類・記録
- c) 健康状態の測定および健康の維持・管理に関するサポート
- d) 必要に応じた治療の提供
- e) 災害・疾病の調査、原因の排除に向けた是正対策の実行
- f) 従業員の職場復帰の促進

（Ⅱ－５）緊急時の対応

生命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故などを想定の上、緊急時の対応策を準備し、また職場内に周知徹底する。

（Ⅱ－６）身体的負荷のかかる作業への配慮

手作業で原材料を取扱う仕事、反復的な力仕事、長時間の立ち作業、高度に反復的かつ過重な組み立て作業等を特定し、定期的な休憩、作業補助用具の使用、作業の分割等の手段を通じて身体的負荷が大きい作業に起因する従業員のけが・疾病を防止する。

特に、妊娠／授乳期間中の女性従業員が過重な負荷のかかる仕事に従事することのないよう十分配慮する。

（Ⅱ－７）施設の安全衛生

従業員の生活のために提供される施設（寮・食堂・トイレなど）の安全衛生を適切に確保する。

（Ⅱ－８）従業員の健康管理

全ての従業員に対し、適切な健康管理を行う。

Ⅲ 環 境

（Ⅲ－１）製品に含有する化学物質の管理

すべての製品に対して、法令等で指定された化学物質を管理する。

（Ⅲ－２）製造工程で用いる化学物質の管理

製造工程において、所在国の法令等で指定された化学物質を管理する。

（Ⅲ－３）環境マネジメントシステム

地球環境保全の向上、環境負荷の低減を図るための適切な環境マネジメントシステムを構築、維持、管理し、その改善を継続的に実施する。

（Ⅲ－４）環境への影響の最小化（排水・汚泥・排気など）

排水・汚泥・排気などに関する所在国の法令等を遵守し、また必要に応じて自主規準をもって更なる改善をする。

（Ⅲ－５）環境許可証／行政認可

所在国の法令等に従い、必要とされる場合は行政からの許認可を受け、また必ず要求された管理報告を行政に提出する。

（Ⅲ－６）資源・エネルギーの有効活用

省資源・省エネルギーを実行するための自主目標を設定し、また継続的な資源・エネルギーの有効活用を図る。

（Ⅲ－７）温室効果ガスの排出量削減

温室効果ガスの排出量削減を実行するための自主目標を設定し、また継続的削減を図る。

（Ⅲ－８）廃棄物削減

最終廃棄物の削減を実行するための自主目標を設定し、また継続的削減を図る。

（Ⅲ－９）環境保全への取組み状況の開示

環境活動の成果について、必要に応じ開示する。

Ⅳ 公正取引・倫理

（Ⅳ－１）贈収賄の禁止

各国が定める法規制を遵守し、非道義的な取引を行わない。またサプライヤーとの取引において不当に高額な贈答品や接待を提供・受領しない。

（Ⅳ－２）優越的地位の濫用の禁止

優越的地位を濫用することにより、サプライヤーに不利益を与える行為を行わない。

（Ⅳ－３）不適切な利益供与および受領の禁止

ステークホルダーとの関係において不適切な利益の供与や受領を行わない。

（Ⅳ－４）競争制限的行為の禁止

公正・透明・自由な競争を阻害する行為を行わない。また反社会的勢力への関与、ならびにそれらを利用するもしくは利する行為に関わる取引を行わない。

（Ⅳ－５）正確な製品・サービス情報の提供

消費者や顧客に対して、製品・サービスに関する正確な情報を提供する。

（Ⅳ－６）知的財産の尊重

自社の知的財産権を保護すると同時に、他社の知的財産権を侵害することがないように適切な手段を講じる。

（Ⅳ－７）適切な輸出管理

法令等で規制される技術や物品の輸出に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出手続きを行う。

（Ⅳ－８）情報公開

法令等で公開を義務付けられているか否かを問わず、ステークホルダーに対して積極的に情報提供・開示を行う。

（Ⅳ－９）内部通報者保護

問題の未然防止・早期発見のための内部相談窓口を設け、相談者が不利益を被らない措置をとる。

（Ⅳ－１０）責任ある調達

サプライチェーン上において紛争鉱物問題や人権・労働問題、環境問題が起きないように、適切な対応を行う。

V 品質・安全性

（V－１）管理体制の構築・運用

製品の安全性と品質を確保するための管理体制を構築し、また適切な運用を通じ継続的な改善に努める。

（V－２）品質マネジメントシステム

ISO9001 の認証取得などにより品質マネジメントシステムを構築し、また運用する。

VI 情報セキュリティ

（VI－１）コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御

コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害を与えないように管理する。

（VI－２）個人情報の漏洩防止

顧客・第三者・自社従業員の個人情報を適切に管理・保護する。

（VI－３）顧客・第三者の機密情報の漏洩防止

顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護する。

VII 社会貢献

（VII－１）社会・地域への貢献

開かれた誠実なコミュニケーションを通じて地域の見解・懸念を事業に反映することにより、事業に何らかの形で影響を受ける全ての地域社会と良好な関係を築き、国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動を自主的に行う。

以 上

2020 年 1 月制定